

国際的な連携の確保及び国際協力の推進について 検討するプロジェクトチーム（PT）中間報告

1. 本PTの目的・趣旨

（1）はじめに

我が国は、四方を海に囲まれ、その面積が国土面積の約12倍に相当する世界有数の広大な管轄海域を有し、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げてきた。これは第3期海洋基本計画にいう「海洋国家」にほかならない。海洋国家として繁栄を続けるためには、国土の保全と国民の安全を確保すべく海を守っていくこと、経済社会の存立・成長の基盤として海を活かしていくこと、貴重な人類の存続基盤として海を子孫に継承していくことが重要である。それが、海洋国家としての我が国の国益を守り、かつ、実現することである。そのために、我が国は、力や威圧ではなく、「法の支配」が、日本のみならず世界の平和、安全及び繁栄をもたらす基盤であるとの立場を堅持し、「開かれ安定した海洋」を実現することで、我が国にとって好ましい情勢や環境を能動的に創出すべきである。様々な脅威が容易に国境を越える現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自国の平和と安全を守り、繁栄を達成することはできない。それゆえに、我が国の国益を守り、かつ、実現するためには、諸国と緊密に連携し、協力していくことは、不可欠である。海洋基本法が「海洋に関する国際的協調」を希求し、「国際連携の確保」及び「国際協力の推進」を規定するのも、ここに記載した趣旨といえる。

（2）海洋基本計画の基本的な方針等との関係と本PTの議論の目的

基本法の掲げる6つの基本理念の一つが、「海洋に関する国際的協調」（第7条）である。同法は、第3章の基本的施策の章にて「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」（第27条）をその一つに規定する。同規定では、国際的な連携の確保については、海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画することを挙げており、国際協力の推進については、海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上犯罪取締り、防災、海難救助等に係る国際協力を列挙している。

第3期海洋基本計画（2018年（平成30年）5月閣議決定。以下「基本計画」という。）の第1部（2-1.）は、「総合的な海洋の安全保障」を基本的な方針とする。さらに、基本計画は、「海洋に関する国際的協調」に関し、第1部（2-2.）で、「国際連携・国際協力」について以下のとおり規定する。

第3期海洋基本計画 第1部

2. 海洋に関する施策についての基本的な方針

2-1. 「総合的な海洋の安全保障」の基本的な方針

（1）海洋の安全保障

～（省略）～

我が国は、海洋の安全保障について、我が国の平和と安全を自らの力のみならず国際社会との協力により守り、繁栄と経済的存立の基盤となる海洋権益を長期的かつ安定的に確保するとともに、我が国及び国際の平和と安定に資する海洋秩序を形成し、我が国にとって有利な国際戦略環境を創出するべく、必要な施策を進めてきた。

2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針

(5) 国際連携・国際協力

国際連携・国際協力は、平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために行われるべきものである。したがって、国際協調主義を掲げる我が国は、海洋分野においても、国際ルール形成を主導していかなければならない。

海洋分野には、長年にわたって多くの国が議論と実践を積み重ねてきた、国連海洋法条約を中心とした国際ルールが存在する。我が国は、これらのルールを尊重し、そこに規定された海洋における権利を享受するとともに、「法の支配」に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化するための連携や協力をシーレーン沿岸国を始め各国とともに進め、また、このような秩序が国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であるとの国際的な認識を形成・定着させていくために主導的な役割を果たしていく。

特に、海洋における紛争や利害の対立等に際しては、海洋の秩序形成・発展の観点からも、これらの国際ルールに則して対処し、主張を通すために力や威圧を用いず、平和的な事態収拾を徹底する。

さらに、地域や地球規模の海洋問題を解決するためには、国際ルールの遵守に加え、海洋の状況を適切に把握し、海洋の諸現象をよりよく理解することも欠かせない。我が国は、二国間での取組に加え、ユネスコ政府間海洋学委員会（UNESCO/IOC）を始めとする多国間の国際的な枠組の下、包括的な海洋観測網の構築に貢献するとともに、これらの観測を通じて科学的知見を得るよう努め、科学的知見が得られる限りは、それに基づき決定される政策によって海洋の諸課題に対処していく。また、「国連持続可能な開発のための海洋科学の10年」（2021～2030）の宣言を踏まえ、当該10年の実行計画策定及びその実施に積極的に関与し、SDGsの達成に向けて我が国として貢献する。

我が国は、これら「海における法の支配」及び「科学的知見に基づく政策の実施」といった原則を、自国のみならず、国際社会全体の普遍的な基準として浸透させるべく活動し、これらの取組を通じて我が国の国益の実現を図る。

本PTにおいては、海洋基本法と基本計画が示す、「国際連携と国際協力を通じた国益の実現」という基本的な視座に基づき、次のように検討を行う。A. 第3期海洋基本計画における「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」に関する施策等から、具体的な検討課題を設定し、検討課題に関わる施策の評価を行う。評価に際しては、基本計画の現在までの実施の評価という視点に加えて、B. 現在の情勢変化に対応すること、及びC. 未来の課題を見据えること、という視点も加える。A.～C.は、以下のように説明される。

A. 基本計画からの検討課題の設定とその評価

基本計画では、国際連携及び国際協力に係る施策について、第2部「8. 国際的な連携の確保

及び国際協力の推進」において、(1) 海洋の秩序形成・発展、(2) 海洋に関する国際的連携及び(3) 海洋に関する国際協力と項目立てをし、集約的に記載している。しかし、たとえば、同部「7. 北極政策の推進」においても、国際協力は我が国の政策推進の中核を成すものの一つであることに顕著なように、「国際連携・国際協力」は、海洋政策の様々な分野を通底する、諸分野の施策の推進上、重要な要素である。

基本計画では、国際連携及び国際協力（以下「国際協力等」という）に係る施策を、ここに示したように、海洋の利用（事項）ごとに記載している。これに対して、このPTでは、国際協力等が、多様な海洋の利用に係る施策に通底する性質であることに注目して、横断的な視点に立って、次の三つを、検討課題とする。

第一に、「海洋状況の認識」における国際協力等である。具体的には、海洋状況把握（MDA）をめぐる国際協力等を取り上げる。

第二に、「海洋秩序の形成」における国際協力等である。具体的には、2020年（令和2年）に我が国でも感染が確認された新型コロナウイルス感染症への対応として、感染者を乗せた船舶の寄港という我が国の特有な経験に基づく、既存の海洋秩序の評価とありうる新秩序の提案である。

第三に、「海洋秩序の維持」における国際協力等である。具体的には、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を支える南シナ海諸国等への支援である。

B. 基本計画策定後の情勢変化への対応

基本計画策定から3年が経ち、策定当時の情勢認識とは異なる事象も発生している。近年、我が国管轄海域及び我が国の重要なシーレーンにおいて、海洋の安全保障に係る様々な問題が生起している。さらに、現下の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大はその最たる例である。我が国は、感染者を乗せた船舶が我が国の港に入港し停泊するという特有の経験をした。

2020年（令和2年）5月20日第49回参与会議により新型コロナウイルス感染症が海洋政策に与える影響等に関する検討を行う委員会（以下「小委員会」という）が設置された。小委員会では、論点の抽出と整理が行われ、国際協力等のあり方に関する論点も含まれている。

本PTでは、現下の新型コロナウイルス感染症に対応するための「海洋秩序の形成」のために、我が国が果たす役割と国際協力等の在り方を検討する。

C. 基本計画の改定を見据えた準備

上記のこれまでの取組の評価及び新たな情勢変化への対応についての検討を実施することを通じて、我が国として、国際協力等を推進するための施策が再定義されるとともに、それらの優先度が浮き彫りになると期待される。これは、次期（第4期）海洋基本計画の策定に係る参与会議での議論に向けて、重要な発信となる。

2. 主な検討テーマ

(1) 第一の検討課題「海洋状況の認識」に即したテーマ

ア MDA を巡る国際協力等

(2) 第二の検討課題「海洋秩序の形成」に即したテーマ

ア 新型コロナウイルス感染症の対応のための海洋秩序形成（同ウイルス感染者を乗せた船舶が国内の港に入港し停泊するという特有の経験をした日本として海洋秩序形成に果たすべき役割）

イ 海洋秩序形成のための国際的機会（国連、国際海事機関（IMO）等国際機関等）の更なる活用

(3) 第三の検討課題「海洋秩序の維持」に即したテーマ

ア 多国間（東アジアサミット（EAS）、アジア地域フォーラム（ARF）等）及び二国間の枠組を通じた国際協力等の現状と課題

イ 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を支える南シナ海諸国等への支援

3. 現在の検討状況（令和3年1月26日現在）

(1) これまでに4回の会合を実施（スケジュールは下記「5.」を参照）。第1回～第3回の会合では、上記「2. 主な検討テーマ」の（1）～（3）についてそれぞれ検討を行った。検討を通じて出た意見の一部は次のとおり。

ア 第1回会合

- ・国益について、我が国の領域、我が国に対するリスクへの対処を、一層念頭に置くこと。各国のMDAが目的とする国益を認識する必要があること。
- ・MDAの対象とする地理的範囲について、日本の関心海域、重要海域で活動する各国のMDAと日本のMDAのインターオペラビリティ（相互運用性）の確保及び促進を図ること。

イ 第2回会合

- ・ルールについて、感染症ウイルスの感染者を乗せた船舶の「同時多発（漂流）」回避に対応する国際秩序の必要性、クルーズ船の乗客の人数制限の規則の必要性。
- ・稀有のダイヤモンド・プリンセス号事案の経験から日本の国益を反映することが重要であり、外務省の実施する補正予算による調査研究の成果をフォローすること。

ウ 第3回会合

- ・FOIPの枠組みの下での具体的な措置について、能力構築、人材育成、装備支援などにおいて、

秩序維持に適合したレベルアップ及びレベル維持の重要性。

- ・第3期海洋基本計画と、FOIP との間の強い連動を確認できること。

(2) 第4回会合では、過去3回の会合の議論を踏まえて、PT 報告書の内容の柱となる提言部分を構成する要素や、次期海洋基本計画の策定も見据えて、PT 報告書の記載の方向性について、参加者間での自由な議論を実施。

4. 構成員

(1) 参与

兼原参与 (主査)、田中参与 (参与会議座長)、杉本参与、水本参与

(2) 有識者

岩並 秀一 (三菱重工業株式会社 プラント・インフラドメイン 企画管理部 顧問 (前海上保安庁長官))

高島 正之 (合同会社TMC コンサルティング代表 (参与会議前参与))

竹田 いさみ (獨協大学 外国語学部 教授)

福本 出 (株式会社石川製作所 常務取締役 / 東京研究所長 (元海上自衛隊海将))

(3) 関係府省庁

内閣府 (総合海洋政策推進事務局)、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省 (海上保安庁)、防衛省等

5. スケジュール

(1) 第1回PT (令和2年10月21日 (水) 開催)

- ・本PTの目的・趣旨、PTの進め方について
- ・「(1) 第一の検討課題「海洋状況の認識」に即したテーマ」について

(2) 第2回PT (同年11月12日 (木) 開催)

- ・「(2) 第二の検討課題「海洋秩序の形成」に即したテーマ」について

(3) 第3回PT (同年12月16日 (水) 開催)

- ・「(3) 第三の検討課題「海洋秩序の維持」に即したテーマ」について

(4) 第4回PT (令和3年1月22日 (金) 開催)

- ・PT 報告書の内容の柱となる提言部分を構成する要素等について

(5) 第5回PT (同年2月18日 (木) 開催予定)

- ・PT 報告書について